

教えてJAさん！ Q&A



生前贈与を考えていますが、暦年贈与と相続時精算課税制度を利用するという方法があると聞きました。利用する際の注意点を教えてください。

(伊賀市 65歳・男性)



暦年贈与と相続時精算課税制度は併用ができません。保有資産の内容や贈与のタイミング、誰に贈与するかによって有利なほうを選択する必要があります。

それぞれの最大の特徴は、暦年贈与では毎年110万円まで、相続時精算課税制度では生涯通算2500万円まで、非課税で贈与できることです。ただし、暦年贈与は制限がありませんが、相続時精算課税制度は、原則として60歳以上の父母・祖父母等から18歳以上の子・孫等への贈与に限られるため、これに当てはまらなければ利用できません。

まとまった贈与に 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度を選

択して取得した贈与財産（令和6年以降の贈与分は、毎年110万円の基礎控除差引後）は相続財産に計算されますが、他の相続財産と合わせて相続税の基礎控除（3000万円+600万円×法定相続人の数）の範囲内であれば結果的に相続税はかからないので、ある程度まとまった財産を贈与する場合は暦年贈与よりも有利といえます。

また、贈与財産は贈与時の価額で相続財産に計算するため、贈与後に資産価値の上昇が見込まれる株式や

不動産には有効です。ただし、贈与財産が居住用宅地の場合、相続税評価額を最大80%減額できる「小規模宅地等の特例」が適用できないため、この特例を適用できる相続人がいる場合はデメリットになります。

暦年贈与は コツコツ贈与が有利

暦年贈与は、子や孫に早めに長期間コツコツと贈与する場合に有利です。年間110万円の非課税枠を超えても500万円程度までなら、18歳以上の子・孫は実質贈与税負担が10%以下なので、残す財産が多い場合は相続税の節税効果があります。暦年贈与の財産は、相続開始前3年間分（令和6年以降の贈与分は7年間）が相続税の課税額の加算対象となりますが、これが原則適用されない孫への贈与には、より有効です。

生前贈与は、保有資産の内容やタイミング等によって有利な方法が異なるため、まずはお近くのJAバンクに相談するとよいでしょう。

相続のこと お気軽にご相談ください!!

相続税の
一般的な相談

相続税の
概算の試算

生前対策に
関する相談

遺言信託に
関する相談 (※)



三重県下 JA バンクでは
税理士・司法書士などの
プロと連携して、皆さまの
相続に関するお悩みに
寄り添います。

※三重県下JAでは、JAグループの信託銀行である農中信託銀行の代理店として以下のJAで遺言信託を取り扱っています。

JA みえきた / JA 鈴鹿 / JA 津安芸 / JA みえなか / JA 多気郡 / JA 伊勢 / JA いがふるさと

※各代理店が行う遺言信託代理店業務は契約締結の媒介です。

※遺言信託には所定の費用等が必要となります。また、身分に関する事項についてはお引き受けできません。